



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年10月28日金曜日 第354号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）... 917

告 示

- 自衛官候補生の採用試験.....（総務管理課）... 919
- 愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正.....（行革分権課行政管理室）... 919
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）... 928
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 928
- 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 928
- 指定居宅サービス事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）... 928
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）... 928
- 指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 929
- 指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）... 929
- 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 929
- 医師の指定.....（福祉総合支援センター）... 929

公 告

- 令和5年度及び令和6年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....（行革分権課行政管理室）... 930
- 令和5年度及び令和6年度において県が発注する建設工事関連業務に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....（ " ）... 935
- ふく取扱者試験の施行.....（薬務衛生課）... 938

規 則

○愛媛県規則第38号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第14号までに掲げる職にある者をもつて充て、<u>第15号から第22号</u>までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ担当係長</u> (土木管理課長が指定した者に限る。)</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p>	<p>（出納員）</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第13号までに掲げる職にある者をもつて充て、<u>第14号から第21号</u>までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p>

- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略

(出納員以外の会計職員)

第5条 省略

2 省略

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。

省略	省略
一 省略	
二 東予地方局健康福祉環境部地域福祉課及び南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局福祉室の福祉・保護係長並びに中予地方局健康福祉環境部地域福祉課及び南予地方局健康福祉環境部地域福祉課の生活保護グループ担当係長	
三 省略	
四 省略	
五 省略	
六 省略	
七 省略	
省略	

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1) 出納局の会計課長に委任させる事務は、本庁各課及び地方機関に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(第14号に掲げる会計事務を除く。)とする。

ア~ウ 省略

(2)~(9) 省略

(10) 土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ担当係長(土木管理課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、土木管理課が指定納付受託者に納付させる愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)別表5の表1の項、2の項、6の項及び6の2の項に掲げる手数料の収納及び保管に関すること。

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

(15) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(次号、第17号及び第19号に掲げる会計事務を除く。)とする。

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略

(出納員以外の会計職員)

第5条 省略

2 省略

3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。

省略	省略
一 省略	
二 省略	
三 省略	
四 省略	
五 省略	
六 省略	
省略	

(会計管理者等の事務の一部委任)

第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。

(1) 出納局の会計課長に委任させる事務は、本庁各課及び地方機関に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(第13号に掲げる会計事務を除く。)とする。

ア~ウ 省略

(2)~(9) 省略

(10) 土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ担当係長(土木管理課長が指定した者に限る。)に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、土木管理課が指定納付受託者に納付させる愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)別表5の表1の項、2の項、6の項及び6の2の項に掲げる手数料の収納及び保管に関すること。

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

(15) 警察本部の会計課長に委任させる事務は、警察本部に属する会計事務のうち、次に掲げるもの(次号、第16号及び第18号に掲げる会計事務を除く。)とする。

ア・イ 省略	ア・イ 省略
(16) 省略	(15) 省略
(17) 省略	(16) 省略
(18) 省略	(17) 省略
(19) 省略	(18) 省略
2 省略	2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1072号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和4年10月28日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和4年11月8日(火)0時から 令和4年11月10日(木)24時の間 で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和4年11月15日(火)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1073号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号の規定は、令和5年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請について適用し、令和4年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

令和4年10月28日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業者の格付け)</p> <p>第3条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）を提出したものについて行うものとする。</p> <p>(1) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>(2) 県税全税目（納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がないこと。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（建設工事入札参加資格審査申請書等）</p> <p>第4条 前条第1項の申請書は、次に掲げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出</p>	<p>(業者の格付け)</p> <p>第3条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）を提出したものについて行うものとする。</p> <p>(1) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税 _____ _____ _____ _____ について未納がないこと。</p> <p>(2) 県税全税目 _____ について未納がないこと。</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（建設工事入札参加資格審査申請書等）</p> <p>第4条 前条第1項の申請書は、次に掲げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出</p>

するよう努めるものとする。

- (1) 省略
- (2) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書
- (3) 県税全税目（地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書
- (4)～(7) 省略

2 省略

3 第1項第2号及び第3号に規定する税のうち納税の猶予等を受けたものがある者にあつては、同項に掲げる書類のほか、当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等を添付しなければならない。

4 省略

5 省略

附 則

するよう努めるものとする。

- (1) 省略
- (2) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税 _____ について未納がない旨の証明書
- (3) 県税全税目（地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税 _____ について未納がない旨の証明書
- (4)～(7) 省略

2 省略

3 省略

4 省略

附 則

6 格付けを受けようとする者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条第1項に規定する事実又は地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定する事実がある場合において、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項の規定による納税の猶予又は地方税法第15条第1項若しくは附則第59条第1項の規定による徴収の猶予を受けたときは、当該格付けに係る第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、第3条第1項第1号中「消費税」とあるのは「消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項の規定による納税の猶予又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項若しくは附則第59条第1項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」という。）を受けたものを除く。）」と、同項第2号中「県税全税目」とあるのは「県税全税目（納税の猶予等を受けたものを除く。）」と、第4条第1項第2号中「地方消費税について未納がない旨の証明書」とあるのは「地方消費税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書並びに当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等」と、同項第3号中「地方法人特別税について未納がない旨の証明書」とあるのは「地方法人特別税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書並びに当該納税の猶予等の許可を受けた通知書の写し等」とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条、第4条、様式第2号関係) 建設工事入札参加資格審査申請書

法人番号(法人の場合)																				許可番号	<input type="checkbox"/> 知事 () 第 号 <input type="checkbox"/> 大臣 () 第 号 (該当するものを☑すること。)
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	---

年度 建設工事入札参加資格審査申請書

愛媛県知事 様 年 月 日

住 所
(ふりがな)
商号又は名称
(ふりがな)
代表者の役職及び氏名
(行政書士)
事務所の名称及び所在地 (職印)
氏 名
電 話 番 号

1 申請要件 (該当するものを☑すること。)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。

愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)第3条第1項に掲げる要件を全て満たしている者であること。

2 申請事務担当者

職氏名		電話		電子メールアドレス	
-----	--	----	--	-----------	--

3 主たる営業所

〒	-	電話	()-()-()
		F A X	()-()-()
		電子メールアドレス	

4 その他の営業所

〒	-	電話	()-()-()
		F A X	()-()-()
〒	-	電話	()-()-()
		F A X	()-()-()

5 経営事項審査の審査基準日 年 月 日

6 資本金額

法人	資本金	千円	個人	自己資本	千円
	自己資本	千円			

7 愛媛県電子入札用 業者ID(建設工事)

8 発注を希望する業種 (○印を記入すること。)

土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス
塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体			

9 許可を受けた建設業の種類 (○印を記入すること。)

土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス
塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体			

10 役職員数				
常 勤 の 役 員	従 業 員			
	技 術 関 係 職 員		事 務 職 員	計
	有 資 格 者	そ の 他 職 員		
人	人	人	人	人

11 地域貢献活動の状況				
	活 動 の 概 要	主 催 者	活 動 期 間	活 動 人 数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

12 本県との非常事態に関する協定の締結状況				
締結の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)		協定コード	

13 インターンシップ、出前講座等の実施状況				
	活 動 の 概 要	主 催 者	活 動 期 間	
1				
2				

14 労働福祉の状況 (該当するものを☑すること。)					
雇用保険加入状況	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外	健康保険加入状況	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外	厚生年金保険加入状況	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 適用除外
就業規則における育児休業制度及び介護休業制度の規定状況			<input type="checkbox"/> 規定している <input type="checkbox"/> 規定していない		
次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく一般事業主行動計画策定状況			<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない		

15 建設業労働災害防止協会(建災防)への加入状況				
加入の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)		加入年月	年 月

16 第三者賠償責任補償保険(年間包括契約に限る。)への加入状況					
加入の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)		填補限度額	身体賠償	万円
保険期間(補償期間)	年 月 日 ~ 年 月 日			財物賠償	万円

17 不当要求防止責任者講習受講状況				
受講者氏名		受講年月日	年 月 日	

18 協力雇用主への登録状況					
登録の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)			登録年月	年 月
19 えひめジョブチャレンジU-15事業 受入事業所等への登録状況					
登録の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)			登録年月	年 月
20 建設機械の保有状況		台			
21 障害者雇用状況					
(1) 障害者の雇用義務					
義務の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(該当するものを☑すること。)		
(2) 障害者の雇用義務がある者の雇用義務の達成状況 (上記(1)で「有」を選んだ場合に限り記入すること。)					
達成の状況	<input type="checkbox"/> 達成している <input type="checkbox"/> 達成していない		(該当するものを☑すること。)		
(3) 障害者の雇用の有無 (上記(1)で「無」を選んだ場合に限り記入すること。)					
雇用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(該当するものを☑すること。)		
(4) 雇用障害者情報					
個別状況	身体障害者手帳等の番号			障害等級又は程度	
1					
2					
3					
4					
5					
22 愛媛県に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況					
(1) 親会社 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)			(2) 子会社 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)		
商号又は名称	許可番号	住 所	商号又は名称	許可番号	住 所
(3) 役員の兼任 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (該当するものを☑すること。)					
役職	氏 名	許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職	

24 満35歳未満の技術関係職員の雇用状況

氏名	年齢	生年月日	雇用年月日	職 種
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

25 女性の技術関係職員の雇用状況

氏名	生年月日	雇用年月日	職 種
1			
2			
3			
4			
5			

26 建設機械運転業務の有資格者の雇用状況

氏名	生年月日	雇用年月日	資 格 の 種 類
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			

27 防災士等の有資格者の雇用状況

氏名	生年月日	雇用年月日	資 格 の 種 類
1			
2			
3			
4			
5			

別紙

使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑は、入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用したいからお届けします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者の役職
及び氏名

実印

○愛媛県告示第1074号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、伊予市稲荷地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年10月28日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・土段地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年10月31日から11月29日まで

3 縦覧場所

伊予市役所本庁

域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

令和4年10月28日

愛媛県知事 中村時広

深浦地区（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成3年11月愛媛県告示第1574号）深浦の頂で指定した標柱2号と標柱1号を結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱10号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱2号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱
越智郡上島町	生名	1578番	1号
		1550番1	2号、17号
		1549番1	10号、11号、12号、13号
		1553番	14号、15号、16号

○愛媛県告示第1075号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区

○愛媛県告示第1076号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年10月28日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般-2）第7257号	令和2年8月16日	（株）石川工務店	石川 福将	西条市飯岡1505-17	令和4年9月14日	土木事業	建設業の廃止（一部）
（般-29）第10629号	平成29年9月21日	三和建设	文野 義和	今治市高橋甲358-13	令和4年9月20日	建築事業	建設業の廃止
（般-29）第13878号	平成29年11月25日	（有）ライフライン	松浦 哲久	越智郡上島町岩城1292	令和4年9月22日	電気事業	建設業の廃止（一部）
（般-3）第404号	令和3年12月1日	（株）崎山組	崎山 俊紀	今治市波方町波方甲1913-1	令和4年9月26日	建築事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第1077号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和4年10月28日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 中山梅寿会	指定訪問介護事業所 なかやま幸梅園	愛媛県伊予市中山町中山寅381番地	令和4年8月1日	訪問介護
株式会社訪問看護リハビリステーション you too	訪問看護リハビリステーション you too	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万261番地2	令和4年9月1日	訪問看護
株式会社 Ramy	ヘルパーステーション Army	愛媛県伊予郡松前町大字出作524番地	令和4年9月1日	訪問介護

○愛媛県告示第1078号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和4年10月28日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社訪問看護リハビリステーション y o u t o o	訪問看護リハビリステーション u t o o	愛媛県上浮穴郡久万高原町久万261番 地2	令和4年9月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1079号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年10月28日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 愛寿会	あいじゅ新川デイサービスセンター	愛媛県伊予市下吾川字北西原1781番地 1	令和4年9月30日	通所介護
合資会社 あい愛ライフ	あい愛ライフ	愛媛県伊予市中山町出淵2番耕地44の 3	令和4年10月28日	訪問介護

○愛媛県告示第1080号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和4年10月28日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3811500622	株式会社クリバヤシ・ファーム	愛媛県東温市田窪2128番地1	栗林泰彦	就労継続支援B型	クリバヤシ・ファーム Team B	愛媛県東温市田窪2128番地1	令和4年9月1日

○愛媛県告示第1081号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年10月28日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第27号 令和4年10月21日	東温市南野田字天神432番2、432番3、432番6	松山市南梅本町甲1127番地13 小川道子

○愛媛県告示第1082号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和4年10月28日

愛媛県知事 中村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
呼吸器機能障害	呼吸器内科	市立宇和島病院	濱田千鶴	宇和島市御殿町1番1号	令和4年10月1日
肢体不自由	内科	医療法人青峰会真網代くじりリハビリテーション病院	豊崎浩一郎	八幡浜市真網代甲229番地5	令和4年10月1日

公 告

○公 告

令和5年度及び令和6年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

令和4年10月28日

愛媛県知事 中村 時 広

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事
- (29) 解体工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

エ 共同企業体要綱第23条から第27条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第28条第2項の通知を受けた地域維持型建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

持参による場合にあつては、令和4年11月2日（水）から12月16日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。郵送による場合にあつては、令和4年11月2日（水）から12月2日（金）までとし、当該期間内の消印があるものは、その期間内に申請があつたものとして取り扱う。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

また、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体に係る申請の時期については、別に公告するところによる。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

(1) 請求先

県のホームページ

（https://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/shinsa/shinsa5_6.html）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

(2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参又は郵送により提出するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先については、別に公告するところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

(1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後に

いて、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、令和5年度及び令和6年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体又は地域維持型建設共同企業体に係る資格は、それぞれ当該特定建設工事共同企業体又は当該地域維持型建設共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 令和7年度及び令和8年度の資格審査

令和7年度及び令和8年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、令和6年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問合せ先

（制度全般）

愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理室

入札監理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 968 2294

（申請・受付）

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

契約・建設業グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 912 2643

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部土木管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2643	県外
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線308、309)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407、408)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262、268)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 909 - 8769 (ダイヤルイン)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415、416)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線304)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406、407)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所用地管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町五丁目175番地3 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線134)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡愛南町城辺甲2420 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線205)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事 様

郵便番号 □□□-□□□□

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

電話 () ー 番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事 印

1 資格の有無

工事種別	資格の有無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

○公 告

令和5年度及び令和6年度において県が発注する建設工事関連業務（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に関する調査、測量及び設計の業務をいう。以下同じ。）に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

令和4年10月28日

愛媛県知事 中村 時 広

1 業種区分

- (1) 測量業
- (2) 建築関係建設コンサルタント業
- (3) 土木関係建設コンサルタント業
- (4) 地質調査業
- (5) 補償関係コンサルタント業
- (6) その他建設工事関連業

2 建設工事関連業務に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 1に掲げる業種の事業のいずれかを営む者であって、次に掲げる項目について知事の審査を受け、適格と認められた者

ア 知事の審査を申請する日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各事業年度における実績高の平均

イ 審査基準日の直前に行った決算における自己資本の額

ウ 審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

イ 愛媛県建設工事関連業務共同企業体事務取扱要綱（令和元年6月愛媛県告示第203号）第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、同要綱第10条第2項の通知を受けた共同企業体（当該共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 審査基準日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

ウ 所得税若しくは法人税若しくは特別法人事業税（本県分に限る。）若しくは地方法人特別税（本県分に限る。）又は消費税を滞納している者

エ 県税を滞納している者

4 申請の時期

持参による場合にあつては、令和4年11月2日（水）から12月16日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。郵送による場合にあつては、令和4年11月2日（水）から12月2日（金）までとし、当該期間内の消印があるものは、その期間内に申請があったものとして取り扱う。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、

競争入札等に間に合わないことがある。

また、共同企業体に係る申請の時期については、別に公告するところによる。

5 申請書類の入手方法及び提出方法

(1) 入手方法

次のいずれかの方法による。

ア 県のホームページ（https://www.pref.ehime.jp/h10950/5737/shinsa/shinsa5_6.html）からダウンロードする。

イ 10(1)の提出先に請求する。

(2) 提出方法

持参又は郵送により10(1)の提出先に提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、共同企業体に係る申請書類の入手方法及び提出方法については、別に公告するところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

(2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、令和5年度及び令和6年度の建設工事関連業務に係る競争入札等について効力を有する。ただし、共同企業体に係る資格は、当該共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 令和7年度及び令和8年度の資格審査

令和7年度及び令和8年度の建設工事関連業務に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、令和6年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 申請書類の提出先及び問合せ先

- (1) 申請書類の提出先及び申請受付に関する問合せ先

愛媛県土木部土木管理局土木管理課契約・建設業グループ

〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 912 2643

- (2) 制度全般に関する問合せ先

愛媛県総務部行財政改革局行革分権課行政管理局入札監理グループ

〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 968 2294

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事 様

郵便番号 □□□-□□□□

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

電話 () - 番

参加を希望する業種区分

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事 印

1 資格の有無

業 種 区 分	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による令和4年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

令和4年10月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時及び場所

試 験 別	日 時	場 所
学 科 試 験	令和5年1月25日（水）午後1時30分	松山市三番町七丁目6番地9 愛媛県薬剤師会館
実 地 試 験	令和5年3月14日（火）午前10時	松山市勝山町一丁目1番地5 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

令和4年12月12日（月）から20日（火）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。